

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○海上衝突予防法施行規則の一部を改正する省令(国土交通六二)

〔告 示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件(金融庁四八)

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(同四九、五〇)

○除籍の一部が滅失した件(法務三三二)

○除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件(同三三三)

○原戸籍の一部が滅失した件(同三三三)

○除籍が滅失した件(同三三四)

○円借款の供与に関する取極の修正に関する件(外務四〇八)

○第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定への大韓民国等の加入及び同協定の附属書の改正に関する件(同四〇九)

○パナマ国営ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する件(同四一〇)

○円借款の供与に関する件(同四一一)

○国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(厚生労働三八五)

○健康保険法施行規則第五十五条及び第九十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(同三八六)

○船員保険法施行規則第二十三条及び第四十五条ノ二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(同三八七)

○保安林の指定をする件(農林水産一〇九〇一〇一六)

○保安林の指定を解除する件(同一一一七〇一一二二)

○保安林の指定施設要件を変更する件(同一一二二〇一一二七)

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(経済産業一五八、一五九)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八二)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八二)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八三)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁二〇一)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛一五四、一五五)

○道路に関する件(四国地方整備局七一、七二)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件(東京都公安委二四七)

○国会事項

○人事異動
内閣 行政改革推進本部事務局 郵政
民営化委員会事務局 内閣府 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告(法務省)
文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について(文部科学省)
一般船舶保障契約証明書の無効について(関東運輸局・神戸運輸監理部)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団関係
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等

会計検査院・国土交通省共済組合定款の一部変更関係
会社その他

会社その他

4627	近藤産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目一番一号	平成二十年五月三十日から平成二十一年五月二十九日まで
4626	ジェイオー建設株式会社	兵庫県加東市杜四百十七番地	平成二十年六月二日から平成二十一年六月一日まで
4625	昭和ナミレイ株式会社	大阪府堺市西区浜寺石津町西四丁十四番八号	平成二十年六月五日から平成二十一年六月四日まで
4624	飛松建設株式会社	神奈川県藤沢市辻堂元町二丁目一番三十四号	平成二十年六月十二日から平成二十一年六月十一日まで
4623	株式会社セラヴィリゾート泉郷	東京都豊島区南大塚二丁目四十五番八号	平成二十年五月六日から平成二十一年五月五日まで

○経済産業省告示第百五十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同法の事業者を次のように指定する。

平成二十年七月十五日

経済産業大臣 甘利 明

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4628	桜井電子工業株式会社	東京都荒川区東日暮里四丁目三十六番十七号	平成二十年三月十九日から平成二十一年三月十八日まで
4629	国分寺建設株式会社	東京都国分寺市南町三丁目一番三十一号	平成二十年六月二十四日から平成二十一年六月二十三日まで
4630	株式会社スルガコーポレーション	神奈川県横浜市神奈川区台町十五番地一	平成二十年六月二十四日から平成二十一年六月二十三日まで
4631	株式会社山下家	石川県加賀市山代温泉十八の百二十四番地	平成二十年五月二十九日から平成二十一年五月二十八日まで
4632	株式会社メーカ	富山県南砺市下吉江九十六番	平成二十年六月四日から平成二十一年六月三日まで
4633	株式会社ホテル11213	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目五番七号	平成二十年五月七日から平成二十一年五月六日まで
4634	株式会社レイコフ	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目五番七号	平成二十年六月六日から平成二十一年六月五日まで
4635	有限会社保性館	島根県松江市玉湯町玉造千百九十一番地一	平成二十年五月九日から平成二十一年五月八日まで
4636	有限会社山の井	島根県松江市玉湯町玉造千四十二番地	平成二十年五月九日から平成二十一年五月八日まで
4637	丸栄建設株式会社	鹿児島県鹿屋市白水町千九百八十六番地四	平成二十年六月二十六日から平成二十一年六月二十五日まで
4638	真柄建設株式会社	石川県金沢市彦三町一丁目十三番四十三号	平成二十年七月五日から平成二十一年七月四日まで

○経済産業省告示第百六十号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。
平成二十年七月十五日
計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者
経済産業大臣 甘利 明

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
〇IDE〇一	平成二十年七月七日	質量計第一類	seca GmbH & Co. KG	seca GmbH & Co. KG Hammer Steindamm 9-25 22089 Hamburg, Germany

○国土交通省告示第百七十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十年八月二日から同年八月三日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る）。

平成二十年七月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

福岡県柳川市大字本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（柳川ソーラーポート競技会が主催する柳川ソーラーポート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、研究学園都市計画事業査九一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十年七月十五日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 一 縦覧開始の日 平成二十年七月十六日（縦覧期間二週間）
- 二 縦覧場所 茨城県つくば市花島新田一番地五 独立行政法人都市再生機構つくば開発事務所
- 三 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第百八十一号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第二十八号第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。
平成二十年七月十五日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八号第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
構造設計一級建築士講習	一 構造関係規定に関する科目	イ 構造関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	四時間以上

設備設計一級 建築士講習	一 設備関係規定に関する科目 二 建築設備に関する科目	イ 構造設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画及び構造計算に関する総論 ハ 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造の特性に関する事項 ニ その他建築物の構造に関し必要な事項	八時間以上
設備設計一級建築士の役割、義務及び責任	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	イ 設備設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機その他の建築設備の計画に関する事項 ハ 容量計算及び負荷計算に関する事項 ニ 設備機器の種類に関する事項 ホ その他建築設備に関し必要な事項	十二時間以上
設備関係規定に関する科目	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	六時間以上

附則
この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十二号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
一級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理	三時間三十分 一時間三十分

二級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 建築物（建築士法第三条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	三時間 一時間
木造建築士定期講習	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 木造の建築物（建築士法第三条及び第三條を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	三時間 一時間

附則
この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十三号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第四十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の中欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	内容	時間
一 建築士法その他関係法令に関する科目	イ 建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）その他関係法令のうち建築士事務所に関する事項	一時間三十分
二 建築物の品質確保に関する科目	イ 建築士事務所における業務の進め方に関する事項 ロ 建築士事務所の経営管理に関する事項 ハ 技術者の管理に関する事項 ニ 契約の締結及び履行に関する事項 ホ 紛争の防止に関する事項 ハ その他建築物の品質確保に関し必要な事項	三時間三十分

附則
この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。